

次のとおり総合評価一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定によって公告する。

令和6年1月11日

県立広島病院長 板 本 敏 行

病一般6第1号

1 調達内容

(1) 業務名

県立広島病院物品管理 (SPD) 業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和6年10月1日から令和9年9月30日まで(3年間)

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

(4) 履行場所

県立広島病院(広島市南区宇品神田一丁目5番54号)及び受注者施設

(5) 入札方法

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方式によることとし、上記(3)の履行期間の委託料(3年間の総価)で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額(10パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 技術評価等資料

(1) 技術評価等資料の内容は、別表「総合評価一般競争入札 落札者決定基準」に記載の「提出資料」のとおりとする。

(2) 技術評価等資料の提出方法等

ア 提出する技術評価等資料は、技術評価等資料提出書に必要書類を添付したものとすること。

イ 提出期限までに技術評価等資料が提出されない場合、又は、提出された技術評価等資料に必要事項が記載されていない等の不備があった場合、又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされている場合は、入札を無効とする。

ウ 技術評価等資料内訳欄の評価項目又は内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

3 総合評価に関する事項

各評価項目における評価基準は、別表「総合評価一般競争入札 落札者決定基準」に記載の「評価基準」のとおりとする。

4 入札参加資格

- (1) 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和3年広島県告示第670号(令和4年から令和6年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等)によって「58E 医療材料等物品管理」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (5) 本件調達に係る業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。
- (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第24条による医薬品販売業許可を受けていること。
- (7) 診療報酬制度に熟知し、「診療報酬請求事務能力検定試験合格」若しくはそれに準じた資格を有する者、又は物品管理(SPD)運用業務の責任者として3年以上の従事経験がある者を責任者として配置できる者であること。
- (8) 平成30年度以降に、200床以上の病院において、バーコード管理による物品管理(SPD)業務の受注実績が通年である者であること。
- (9) 労働保険の未適用及び直近1年間の保険料の未納がない者であること。
- (10) 本件調達の公告日の2年前の日の翌日から開札日までの間に、県との契約において、「58E 医療材料等物品管理」の業務について契約不履行等を理由に契約を解除されたことがない者であること。
- (11) 指定感染症、災害時や緊急時の医療材料等の供給について、一定の時間内に供給できる院外倉庫等の体制を有していること。

5 入札参加資格審査の申請手続

- (1) 本県の一般競争入札への参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)で上記4(2)の資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
- (2) 申請期間
令和6年1月11日(木)から令和6年1月26日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。
- (3) 申請書等の作成に用いる言語等
申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。
なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するもの

とする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県会計管理部契約・調達管理課（広島県庁舎南館1階）

電話（082）513-2315（ダイヤルイン）

6 入札手続等

(1) 入札説明書、仕様書及び技術評価等資料提出書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒734-8530 広島市南区宇品神田一丁目5番54号

県立広島病院事務局管財課用度係

電話（082）254-1818（内線4259）

イ 交付期間

令和6年1月11日（木）から令和6年1月26日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする（ただし、医療材料購入品目一覧（全体及び高額な上位200品目リスト）は除く。）、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書に、誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和6年1月26日（金） 午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに

準ずるものに限る。)による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和6年2月2日(金)までに通知する。

(3) 入札書及び技術評価等資料の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和6年3月1日(金) 午後5時

ウ 入札書及び技術評価等資料の提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。また、提出する技術評価等資料は、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月4日(月) 午前10時

イ 場所

広島市南区宇品神田一丁目5番54号

県立広島病院 北棟3階 第一会議室

(5) 技術評価等資料に係るプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等

ア 実施場所

広島市南区宇品神田一丁目5番54号

県立広島病院 新東棟2階 総合研修室

イ 実施日時

令和6年3月8日(金)の別に指定する時間

ウ 出席者

入札参加資格を有している者(入札価格が予定価格を超過した者は除く。)

7 落札者の決定方法

(1) 入札価格が広島県契約規則(昭和39年広島県規則第32号)第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値の最も高い者を落札者とする。

(2) 落札となるべき評価値の最も高い者が2名以上あるときは、価格評価点が高い者を落札者とする。価格評価点の最も高い者が2名以上あるときは、技術評価の実施体制評価の評価点が高い者を落札者とする。価格評価点及び実施体制評価の評価点と同じ場合は、施行令第167条の9の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者(開札に立ち会っていない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

- (ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「58E 医療材料等物品管理」の資格に限る。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(イ) 上記(ア)以外の者

免除

(3) 入札者に求められる義務

上記6(2)オにより、入札参加資格に適合するとされた者は、封印した入札書を提出期限までに提出しなければならない。

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約における特約事項

この入札による契約は、広島県議会における当該契約に係る令和6年度歳入歳出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

この入札による契約は、令和7年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの契約を解除することができるものとする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 調査協力

入札説明書による。入札者は、落札者となった場合において、契約を担当する職員か

ら入札額に係る経費内訳書（一般競争入札事務処理要領別記様式第4号の2の書式による）の提出を求められたとき及び別記様式第4号の3（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）による調査が実施されたとき（再委託を行う場合は再委託先を含む。）は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない

(9) その他

入札説明書による。

9 問合せ先

〒734-8530 広島市南区宇品神田一丁目5番54号

県立広島病院事務局管財課用度係

電話 (082) 254-1818 (内線4259) ファクシミリ (082) 252-6221

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Supply Processing & Distribution outsourcing 1 set
- (2) Fulfillment period: From 1 October 2024 through 30 September 2027 (A long-term continuing contract based on the regulations, Article 234-3 of the Local Government Act)
- (3) Fulfillment place: Hiroshima Prefectural Hospital and Contractor Facility
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 pm, 26 January 2024
- (5) Time-limit for tender: 5:00 pm, 1 March 2024
- (6) Contact point for the notice: Hiroshima Prefectural Hospital
1-5-54 Ujinakanda, Minami-ku, Hiroshima City 734-8530 Japan
TEL: 082-254-1818 EXT: 4259

総合評価一般競争入札 落札者決定基準

別表

業務名		県立広島病院 物品管理(SPD)業務				
業務場所		県立広島病院及び受注者施設				
業務概要		院内の医療材料に関する物品管理(SPD)業務				
項目	採点項目	評価基準	提出資料 (入札書及び技術資料)	配点		
価格評価	1 「物品管理(SPD)業務」委託料について	(1-入札価格÷予定価格)×20点 (端数は、小数点第2位以下を切捨てとする。)	入札書	20		
	2 「医療材料購入品目」の調達価格(年間総額)について	当院の年間購入見込み価格に対する値引き額 最高額10点、その他(値引き提示額/最高値引き額)×10点、年間購入見込み額を超過した場合は0点 (端数は、小数点第2位以下を切捨てとする。)	入札書及び医療材料購入一覧 (入札説明書等と併せて交付した電子媒体に、納入単価を入力したものを電子媒体で提出)	10		
	3 「医療材料購入品目」の高額上位200品目の調達価格(年間総額)について ※当院の年間購入見込み価格の高額上位200品目	当院の年間購入見込み価格に対する値引き額 最高額15点、その他(値引き提示額/最高値引き額)×15点、年間購入見込み額を超過した場合は0点 (端数は、小数点第2位以下を切捨てとする。)	入札書及び医療材料高額な上位200品目一覧 (入札説明書等と併せて交付した電子媒体の高額な上位200品目リストに、納入単価を入力し、電子媒体及び紙媒体で提出)	15		
	4 医療材料の調達業務に関する追加提案について	非常に良い提案がある5点、良い提案がある3点、普通1点、評価できる提案がない0点	標準作業書 A4縦:自由様式	5		
技術評価	法人資格評価	5 ISO9001(品質)を取得している。	取得している1点、取得していない0点	法人資格確認申告書(登録がわかる書類を添付)	1	
		6 平成30年度以降に、400床以上の病院において、バーコード管理による物品管理(SPD)業務の受注実績が通年である。	実績が多い3点、実績がある1点、実績がない0点	法人資格確認申告書(実績証明書を添付)	3	
	実施体制評価	7 院外倉庫・支店等を含めた実施組織体制について	非常に充実している4点、充実している3点、普通2点、充実していない0点	実施組織体制計画書 A4縦:自由様式(資格・従事経験を証明する書類の写しを添付)	4	
		8 診療報酬制度に熟知し、「診療報酬請求事務能力検定試験合格」若しくはそれに準じた資格を有する者、又はSPD運用業務の責任者として3年以上の従事経験がある者を責任者として配置できる。	資格等を有し、かつ3年以上の経験を有している責任者を配置できる2点、資格等、又は3年以上の経験のいずれかを有している責任者を配置できる1点、配置できない0点	法人資格確認申告書(合格またはそれに準じた資格を証明する書類の写しを添付)	2	
		9 業務従事者配置計画書について	非常に充実している3点、充実している2点、普通1点、充実していない0点	業務従事者配置計画書 A4縦:自由様式	3	
		10 標準作業書について	非常に充実している5点、充実している3点、普通1点、充実していない0点		5	
		11 病院業務の改善・効率化に関する項目について	非常に充実している4点、充実している3点、普通2点、充実していない0点	標準作業書 A4縦:自由様式	4	
		12 現行の当院の物品管理運用を理解した内容となっている。	大変良く理解している3点、良く理解している2点、普通1点、理解していない0点		3	
		13 物品管理(SPD)仕様に関する追加提案について(別途費用が発生する提案は、その旨を明記すること。)	非常に良い提案がある4点、良い提案がある3点、普通2点、評価できる提案がない0点。	追加提案書 A4縦:自由様式	4	
		14 指定感染症・災害・緊急時における物品管理や随時発生する不定期事案への物品管理実施体制について	非常に充実している4点、充実している2点、普通1点、充実していない0点		4	
		自主検査体制評価	15 自主検査体制・方法について、責任者による検査が実施されている。	年2回以上3点、年1回1点、未実施0点	自主検査体制計画書 A4縦:自由様式	3
			16 クレーム、事故発生時の対応方法、苦情対応マニュアルについて	非常に充実している3点、充実している2点、普通1点、充実していない0点	苦情処理等対応計画書 A4縦:自由様式	3
	17 会社としての人材育成計画について		非常に充実している3点、充実している2点、普通1点、充実していない0点	人材育成計画書 A4縦:自由様式	3	
	18 令和5年1月から12月までの研修実績について		非常に充実している3点、充実している2点、普通1点、充実していない0点	令和5年1月から12月までの研修実績申告書(法人資格確認申告書において実績証明書を提出した病院の研修に限る) A4縦:自由様式	3	
	19 受託期間における県立広島病院の研修予定について		非常に充実している3点、充実している2点、普通1点、充実していない0点	研修計画書 A4縦:自由様式(資格者を配置する場合は、資格を証明する書類の写しを添付)	3	
	政策評価	20 社会保険等の加入状況について【必須】	社会保険等届出に係る誓約書を提出している1点		1	
		21 本業務従事予定者の賃金水準について【必須】	最低賃金に係る誓約書を提出している1点	法人資格確認申告書(誓約書を添付)	1	
	合計				100	
	価格評価の配分点				50	
技術評価の配分点				48		
政策評価の配分点				2		
価格評価点	採点項目1~4の合計点			50		
技術評価点	採点項目5~19の合計点			48		
政策評価点	採点項目20~21の合計点			2		
評価値	価格評価点+技術評価点+政策評価点			100		

※提出書類に偽りがあった場合は、指名除外の対象とする。

※技術評価点が、合計配点(48点)の6割(28点)に満たない場合は失格とする。

※必須項目として設定した評価項目について、誓約書の提出がない場合は失格とする。